

★実習生失踪「低賃金で」67%

外国人技能実習生の失踪問題に関する法務省の調査によると、実習先の失踪した外国人技能実習生の内、7割弱が「低賃金」を動機とし、半数以上が「月10万円以下」と回答した。

技能実習生の失踪の動機(複数回答)	
低賃金	67.2%
実習終了後も働きたい	17.8%
指導が厳しい	12.6%
労働時間が長い	7.1%
暴力を受けた	4.9%
帰国を強制された	2.5%
保証金、渡航費用の回収	0.7%
その他	15.3%
不明・無回答	0.3%
調査人数	2870人

技能実習生の失踪者は、昨年が7089人、今年に入って6月までで4279人となって増加している。国籍別では中国、ベトナム、インドネシアの順。失踪原因の67%は「低賃金」であるにも関わらず、法務省の調査では「より高い賃金を求めて」とし、悪意ある改ざんをした。将来の日本のために法改正をする主旨を良く汲み取り、正しい資料を提出し、一部の悪意ある権力に負けないで、優秀な国家公務員としてプライドを持って資料を出して欲しいと思います。

また日本のプライドを守るためにも、安価な労働者として利用するのではなく、同じ人間として尊重できる法整備を整えてから無理せずに受け入れて欲しいと願うものです。

★男性公務員の育休10%

2017年度に育児休業を新たに取得した男性の国家公務員の割合が10.0%だった。前年度より1.8ポイント増え過去最高を更新した。

府省庁別では、厚生労働省(42.7%)や財務省(31.3%)などで取得率が高く、防衛省、警察庁は共に(2.4%)や国土交通省(7.0%)が低かった。

妻の産休中に男性公務員が計5日以上の休暇を取得した「男の産休」は51.9%と12.8ポイント増え、初めて過半数に達した。

一方、中央省庁の課長・室長級に占める女性の割合は今年7月時点で4.9%と過去最高となったが7%の政府目標には届かなかった。

★パワハラ防止 企業の義務に

厚生労働省は、職場のパワーハラスメント(パワハラ)の防止措置を企業に義務付けるため法整備する方針を示した。パワハラの定義は「指導」との線引きも難しい現実もあるが、パワハラを含めた「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が17年度に約72,000件にのぼり、働きやすい環境をつくるには法律による規制が不可欠とした。

同じハラスメントでも、セクシュアルハラスメント(セクハラ)は男女雇用機会均等法、マタニティハラスメント(マタハラ)は育児・介護休業法などで企業に相談窓口の設置が課せられているが、パワハラには法律による規制がない。

パワハラの定義は、①優位性を背景に②業務の適正範囲を超えて③身体的・精神的な苦痛を与える、又は環境を害することを要件とした。

企業が取るべき対策として、①パワハラ防止措置の義務②就業規則に規定③相談体制の整備④プライバシーの保護などとした。

★外国人パートも労組加入

外国籍の従業員の労働組合への加入が広がっている。「丸亀正麺」では2007年からパート・アルバイトの労組への加入が始まり、外国人で1553人の組合員がいる。「テング酒場」やオリエンタルランドでも非正規の外国籍従業員が加入している。

「日高屋」では外国籍の非正規従業員の3割を含む労組が今春結成された。組合員数は約9000人で内外国人は3000人。労組を通じて統一的な要望が出てくれば「経営者側としても対応しやすい」と歓迎している。

